



# 春日市 景観計画 【概要版】

## 守り、育てる 春日の景観

令和7年3月  
春日市

## 序章 景観計画について

### 1 景観計画とは

「景観計画」とは、「景観法」に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために策定する法定計画です。

春日市は令和5年11月9日に景観法に基づく景観行政団体へと移行しました。

春日市景観計画は、春日市らしい良好な景観づくりを総合的かつ計画的に推進するために、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取り組みなどを定めた、市民・事業者・行政に共通する協働の指針です。

また、春日市景観計画は、上位計画である「第6次春日市総合計画」のほか、福岡県の方針である「福岡県美しいまちづくり基本方針」や「第2次春日市都市計画マスタープラン」等の関連計画と連携しながら、良好な景観の形成を推進していきます。

### 2 計画の推進体制

市民・事業者・行政といった多様な主体が互いに連携し、積極的に情報交換や協働を行うことにより、良好な景観形成に取り組んでいきます。

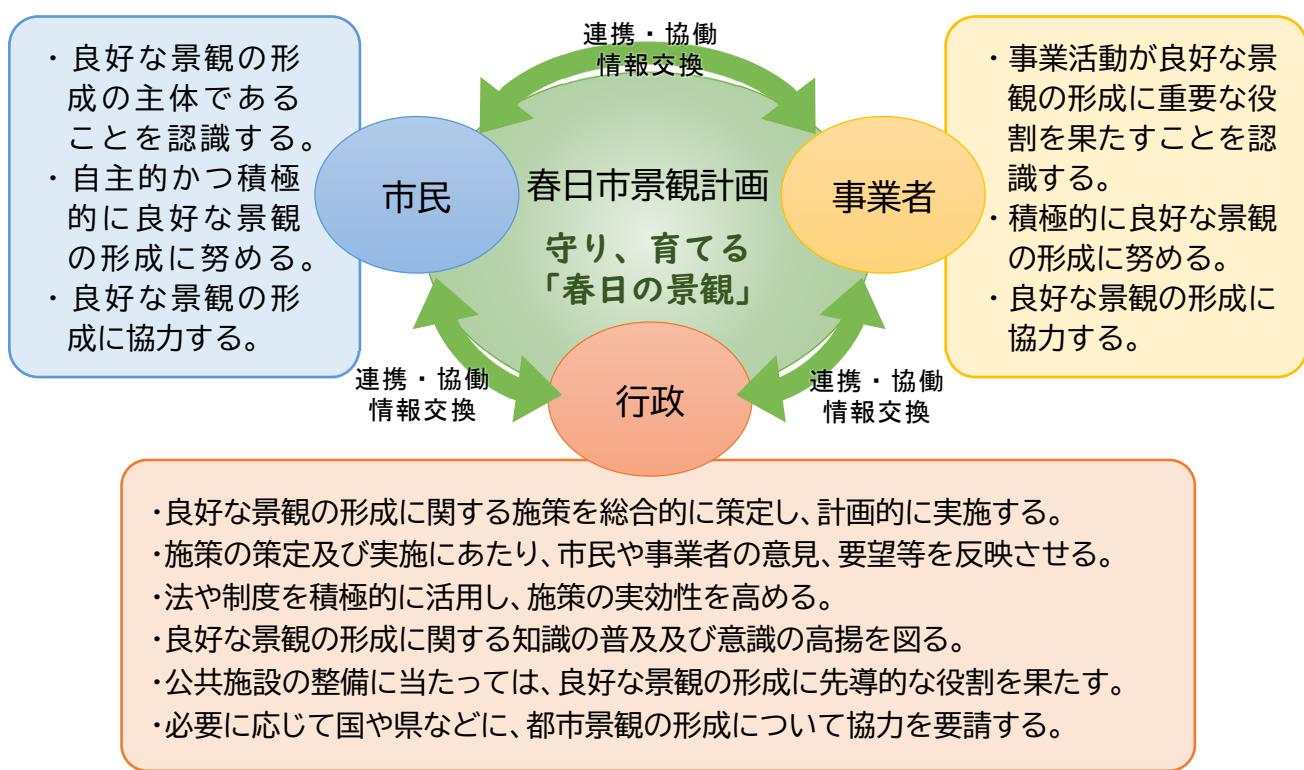


図 景観計画の推進体制と各主体の役割

### 3 春日市の成り立ちと景観構成要素

春日市の景観には、歴史に関わるものが多くあります。ここでは、春日市の歴史について、現在の景観に関わるものを中心に紹介します。

#### 旧石器・縄文時代

約9万年前の火碎流とその後の浸食により、現在の地形の原型が形成されました。

市域は福岡平野の南奥に位置し、太古より人類が生活するのに適した環境であったことから、旧石器時代には狩猟活動の場として利用され、縄文時代には小規模な集落が存在しました。



王墓のジオラマ

#### 弥生時代・古墳時代

紀元前2世紀頃から遺跡が急増し、大規模な集落が形成されました。須玖遺跡群は70ほどの遺跡の集合体で、豪華な副葬品を伴う王墓が発見されています。古墳時代には集落の規模は縮小しましたが、現在市域に残る古墳は重要な景観要素となっています。



日拝塚古墳

#### 古代・中世

飛鳥時代には太宰府市から大野城市にかけて水城が築かれ、市域にも一連の防衛施設である小水城が天神山と大土居に残っています。平安時代末から鎌倉時代にかけて、白水、小倉、須玖地域に荘園が成立、室町時代末期に春日、須玖、小倉、白水の4村が成立しました。

#### 近世

江戸時代には中世に焼失した春日神社が再興されました。また、灌漑用のため池や用水路が整備され、現在の景観の基盤となっています。

#### 近代・現代

明治維新後、教育制度が整備され、須玖小学校が創立されました。また、明治22年には現在の春日市の前身となる春日村が誕生しました。

昭和に入ると、第二次世界大戦中は工場が建設され、戦後は米軍基地として利用されました。さらに、昭和47年には市制特例法により「春日市」となり、教育文化施設や都市公園などが整備されました。

平成に入ると、交通の便の向上とともに市街化が進展し、人口が増加しました。

## 第1章 景観計画の区域

春日市は、ため池や樹林をはじめとした自然景観、古代の遺跡や社寺などに由来した歴史文化景観、良好な景観を維持する住宅地、まちの賑わいを生み出す商業地など、特徴的な景観を有しています。

これらの多彩な景観要素は相互に干渉し合うことで市全体としての景観を構成することから、本市では、**市全域を景観計画区域**（景観計画の対象となる区域）とし、良好な景観づくりを進めていきます。

## 第2章 良好的な景観の形成に関する方針

春日市景観計画では、“**守り、育てる「春日の景観」**”をキャッチフレーズに行政や市民、事業者などの多様な主体の連携により良好な景観の形成を進めていくことを目標に、景観形成の方針を定めています。本計画では、景観形成の方針として、「**共通方針**」と「**景観特性別の方針**」、「**ゾーン別の方針**」の3つを示します。

### 1 景観形成の基本理念

#### 守り、育てる 「春日の景観」

- 地域のシンボルとなる自然や歴史文化を大切にします
- 景観に配慮した、美しく住み良いまちづくりを進めます
- 愛着と誇りの持てる「春日の景観」をともに育みます

### 2 景観形成の方針

#### 共通方針（景観計画区域全体の方針）

##### ゾーン別の方針（地域別の方針）



##### ゾーン別の方針（地域別の方針）



##### 景観特性別の方針（主要な景観要素周辺の方針）

図 景観形成の方針の関連性

## 【共通方針】 景観計画区域全体の共通方針

### ① 地域のシンボルとなる自然と歴史文化や、その周辺における方針

地域固有の景観を守り伝える景観まちづくり

### ② 景観に配慮した住宅地や市街地のまちづくりの方針

美しく住み良い景観まちづくり

### ③ 景観形成に向けた仕組み（体制）づくり

春日の景観形成に向けた仕組みづくり



白水大池公園の景観



歴史に彩りを与える春日神社



春日公園2丁目の街路樹

## 【景観特性別の方針】 主要な景観要素やその周辺における方針

### ① 自然景観に関する方針

安らぎや潤いを与えるため池や樹林など、豊かな自然景観を守る

### ② 歴史文化景観に関する方針

弥生時代の遺跡・古墳や社寺等の歴史性や文化を活かした景観を創出する

### ③ 住宅地景観に関する方針

地域ごとの特徴を活かし、住みよい市街地景観を創出する

### ④ 市街地景観に関する方針

魅力ある市街地景観を創出する

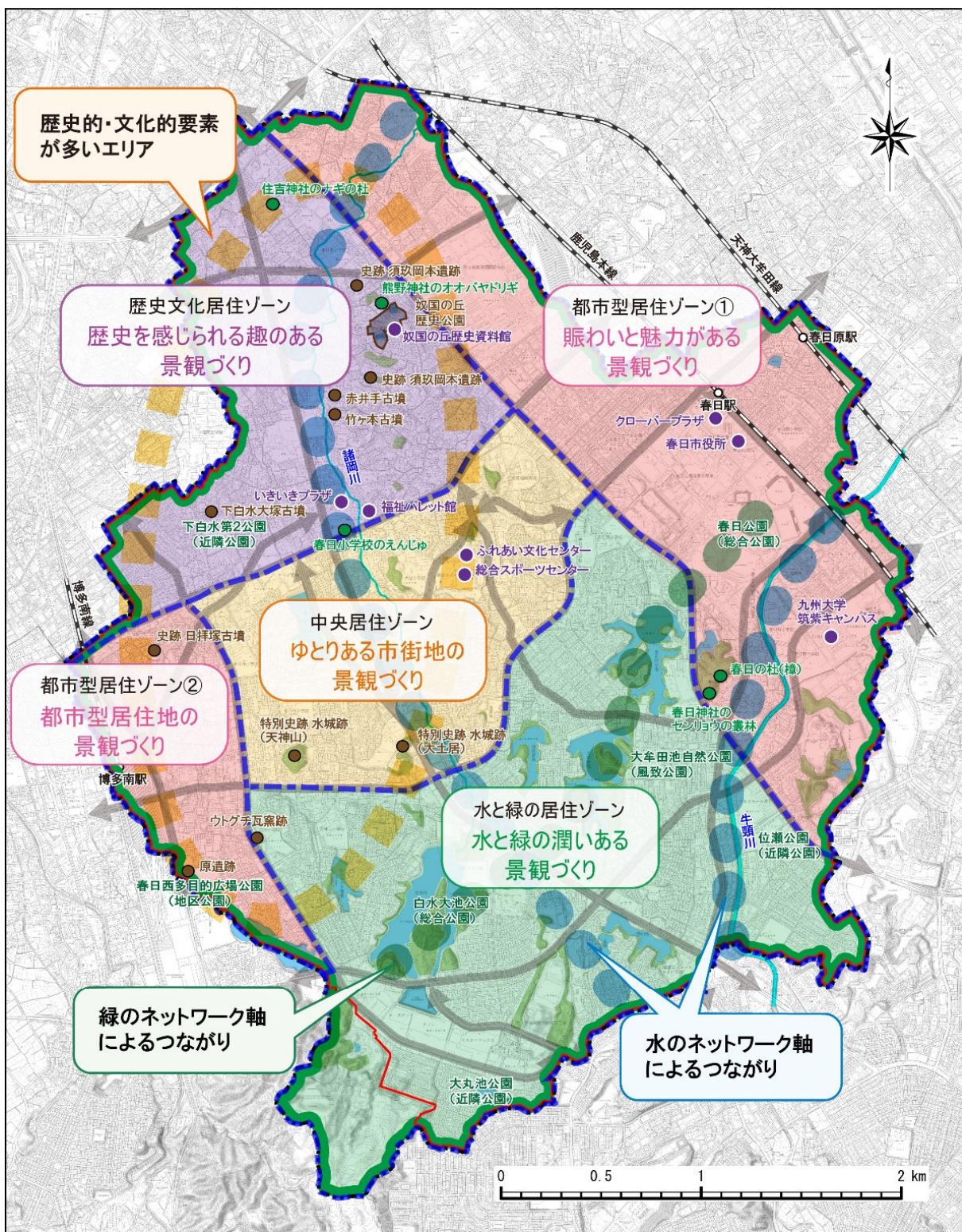
### ⑤ 街路樹に関する方針

都市のにぎわいの中に自然を感じる街路樹を整備する

### ⑥ サインに関する方針

視認性やデザインに優れたサインを適切に配置する

## 【ゾーン別の方針】 地域ごとの景観形成の方針



## 凡 例

行政区域界  
市街化区域界  
景観計画区域  
主要な道路

鉄道・駅  
河川  
主な緑地  
ため池

ゾーンの境界  
水のネットワーク軸  
緑のネットワーク軸  
歴史文化要素の集積圏

● 主要な公共施設  
● 史跡（指定文化財）  
● 天然記念物（指定文化財）

## 【景観形成のイメージ】

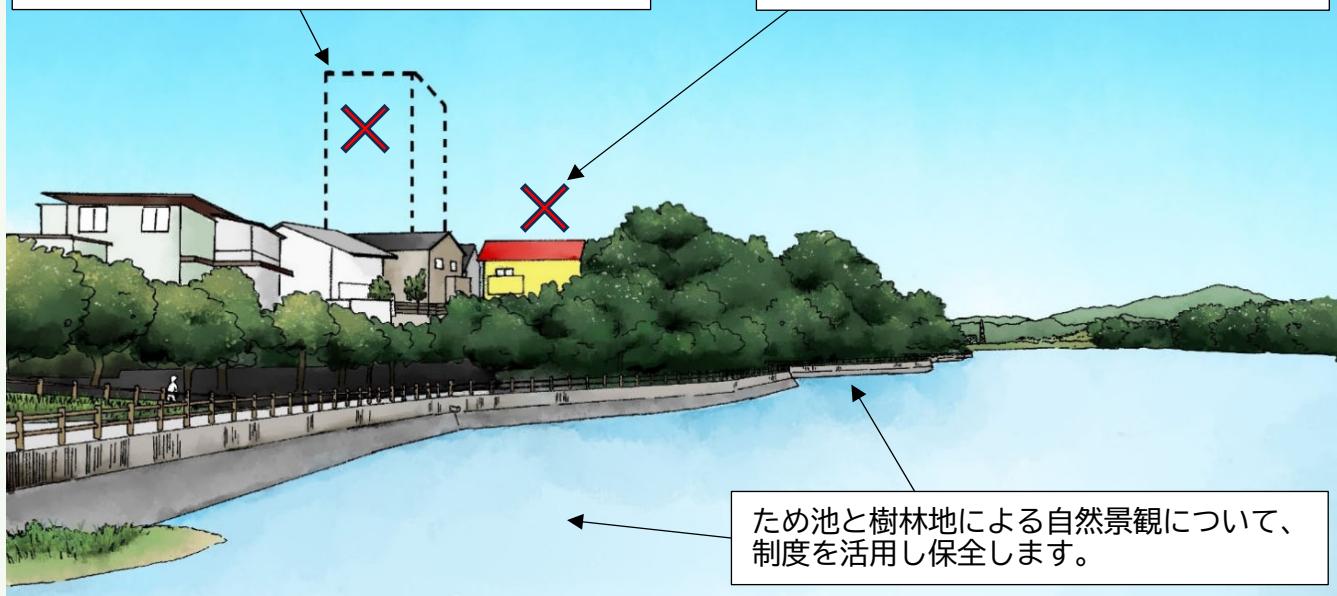
## 目指すべき景観形成の方向性

## 自然景観要素（水や緑）の周辺における景観形成のイメージ

将来にわたり保存すべきため池や河川、樹林地といった水と緑の景観要素やその周辺、あるいはそれらのシンボル軸では、将来にわたり残していくべき自然景観の保全を図るとともに、自然景観の活用による憩いの空間の創出に努めます。

用途地域や地区計画等の制限のある地区では、高層の建築物を避けるなどのルールに従う必要があります。

蛍光色や極端に彩度の高い色の建築物や工作物等による景観の悪化を避け、品格のある景観形成に努めます。



## 歴史文化景観要素（文化財など）の周辺における景観形成のイメージ

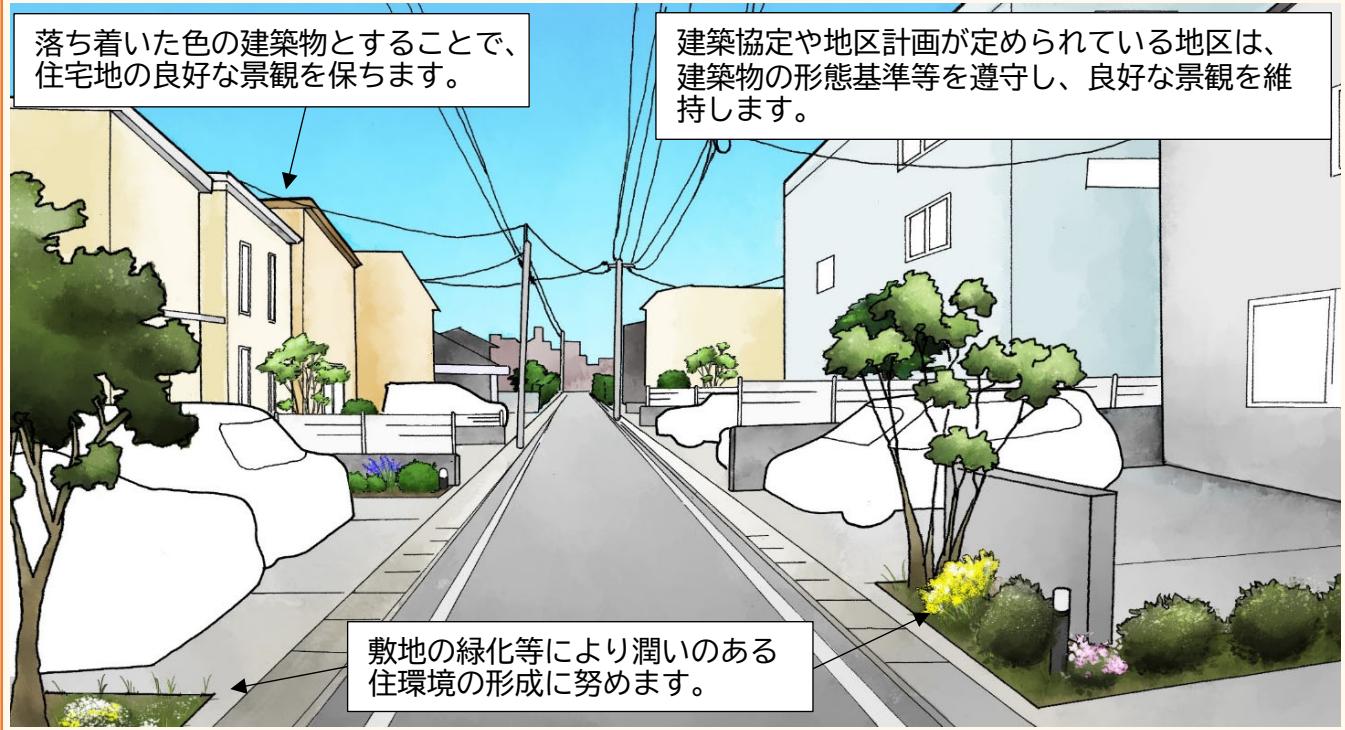
古墳や遺跡、社寺といった歴史・文化的資源やその周辺、あるいはそれらの集積する区域や、伝統行事の舞台となる地域では、歴史・文化資源と調和した雰囲気や趣を感じさせる景観形成を図るとともに、それらの保存・活用により、まちの活性化を図ります。

歴史資源と調和した、落ち着いたゆとりのある住宅地の形成を図ります。

歴史文化に触れる施設整備（案内板の配置等）を行います。

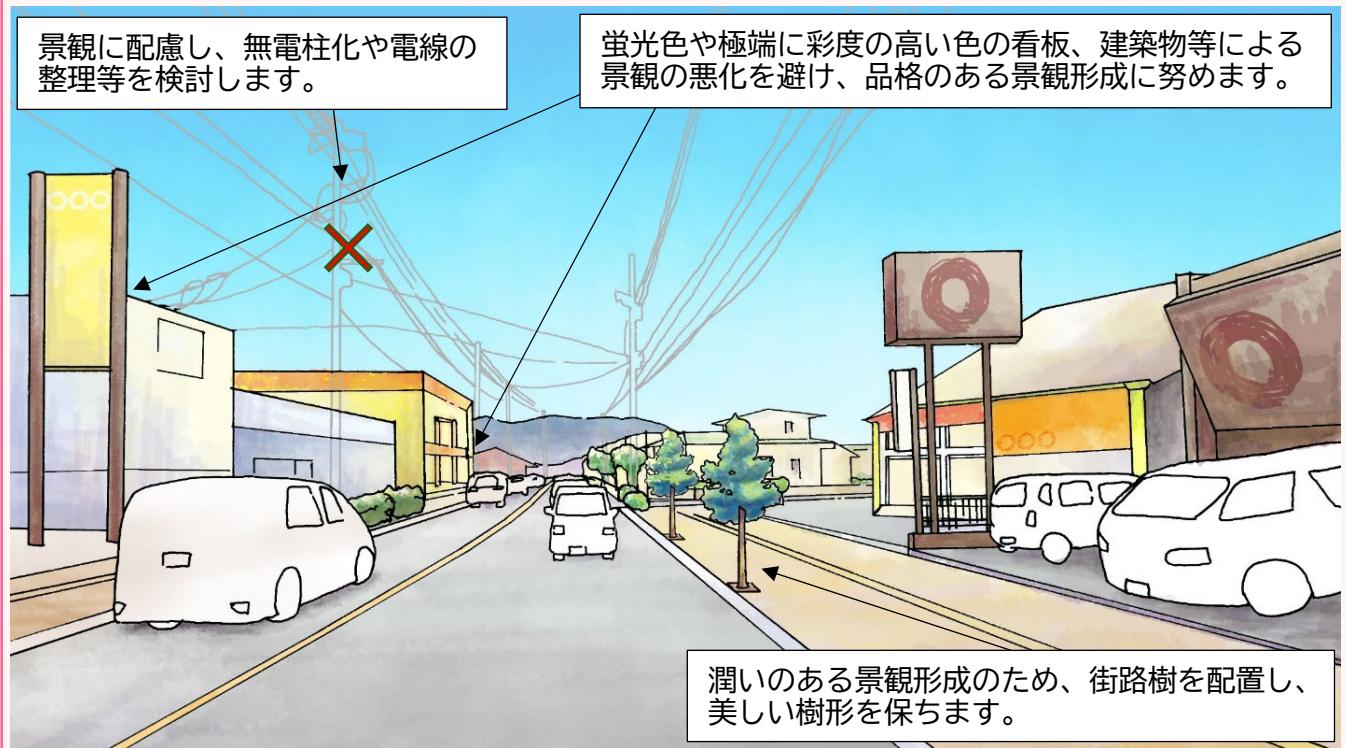
## 住宅地における景観形成のイメージ

地区計画や建築協定、緑地協定により建築物や緑化等に関するルールが設けられている地区では、それらを遵守することにより良好な住宅地景観の形成に努めます。また、敷地の緑化等により潤いのある住環境を形成する、地域のシンボルとなる景観特性との調和を図るなど、地域の特性に応じた良好な住宅地景観の形成を図ります。



## 主要幹線道路沿道における景観形成のイメージ

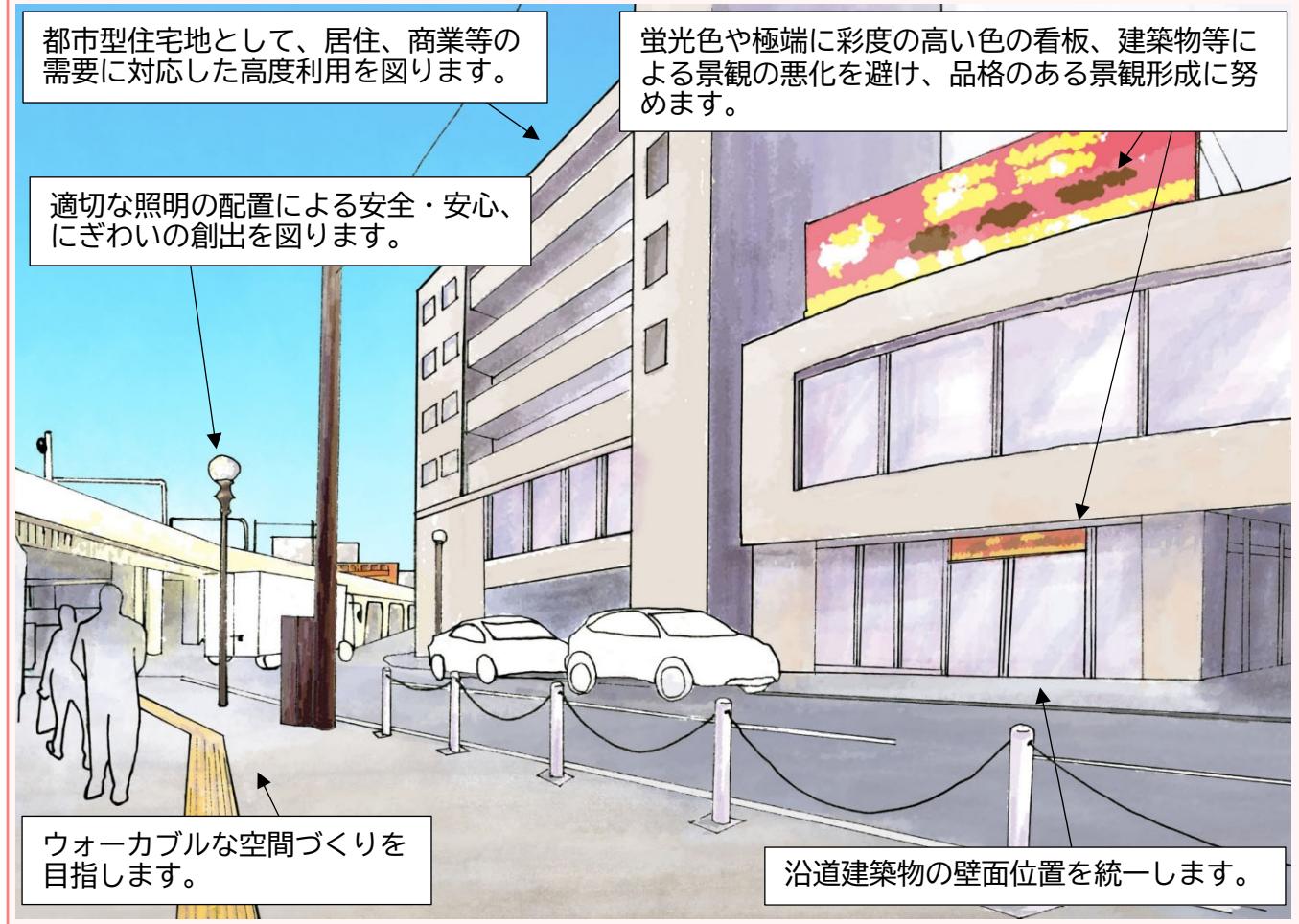
主要幹線道路沿道においては、無秩序な建築物や工作物、屋外広告物による景観の悪化を避け、良好な沿道景観を形成します。また、街路樹の適切な配置による潤いのある景観形成や無電柱化等の取組を検討し、良好な景観の形成に努めます。



## 市街地における景観形成のイメージ

商業系用途等の市街地においては、用途に応じた高度利用を図るとともに、無秩序な建築物や工作物、屋外広告物による景観の悪化を避け、良好な景観形成を図ります。

また、ウォーカブルな空間づくりや適切な照明の配置等により、魅力ある市街地景観の形成に努めます。



景観形成のイメージは、良好な景観形成に向け、地域のシンボルとなる景観要素と調和した景観や、住宅地としての落ち着きのある景観、あるいは商業地や幹線道路沿道における秩序やまとまりのある景観など、景観形成の方向性となるものです。

また、これらの景観形成の方針や考え方、望ましい色彩については、次ページに示す届出対象行為以外についても、配慮して頂きたい事項となります。

なお、ここで示したイラストはイメージであり、必ずしも実際の本市の景観を示すものではありません。

## 第3章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成に資する建造物や樹木は、地域の景観に良い影響を与えるだけではなく、歴史的価値や、地域のシンボルとして重要な役割を果たしているものもあります。これらは本市の良好な景観形成を図る上で重要なものです。

これらの建造物や樹木のうち、景観上、特に重要なものについて、景観重要建造物又は景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

なお、現時点では景観重要建造物又は景観重要樹木は定めないものとしますが、今後、地域や所有者の意向を踏まえた上で、指定を検討します。

## 第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

### 1 景観重点区域の指定

本市では、市全域を対象とした緩やかな基準による景観誘導を基本とし、特に景観保全が望ましい重要な区域については、「景観重点区域」を定めることにより、詳細な基準を設けることとします。

なお、現時点で景観重点区域は定めないものとしますが、今後、地域の意向を踏まえた上で、指定を検討します。

### 2 建築物・工作物の届出

一定規模以上の建築行為や開発行為等に関する届出制度を設け、望ましい基準に適合するよう誘導することにより、良好な景観形成を図ります。

行為にあたっては、該当行為に着手する30日前までに届出書を提出する必要があります。また、届出書を提出する30日前までに、事前協議が必要です。

#### 届出対象行為

行為	対象となる規模	
	都市型居住ゾーン以外	都市型居住ゾーン
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※右のいずれかに該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10mを超えるもの（増築は増築後の高さ）</li> <li>・延べ面積1,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・主要幹線道路※沿線で、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ12mを超えるもの（増築は増築後の高さ）</li> <li>・延べ面積1,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・主要幹線道路※沿線で、延べ面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの	
開発行為 主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更	開発区域面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	
その他	その他景観の形成に重大な影響を与えると市長が認めるもの	

※「主要幹線道路」:春日市域の県道(主要地方道及び一般県道)及び市道1級第1号路線

## 建築物・工作物の色彩基準

届出対象行為に該当する場合、建築物及び工作物の外観に使用できる色彩(色相・明度・彩度)の範囲は、下記の表1、表2に掲げる基準に適合する必要があります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

- ・外壁等、各面の立面積の10%以内で、外観のアクセントとして用いる場合

- ・自然石や木材など、無着色の自然素材を用いる場合

- ・地域の良好な景観形成に資するもので、市長が景観形成上の支障がないと認める場合

なお、上記に該当する場合であっても、建築物及び工作物の外観に蛍光色を用いることはできません。

表1 建築物の色彩基準

区域		色相	明度	彩度
商業系用途地域以外の景観計画区域 全域	建築物の高層部	10R~2.5Y	2以上8.5以下	4以下
		上記以外の有彩色	2以上8.5以下	2以下
		無彩色	2以上8.5以下	—
	建築物の低層部	すべての有彩色	8.5以下	6以下
		無彩色	8.5以下	—
	商業系用途地域		すべての有彩色	—
			無彩色	—

表2 工作物の色彩基準

区域	色相	明度	彩度
景観計画区域全域 (春日市全域)	すべての有彩色	—	3以下
	無彩色	—	—

## 参考資料:マンセル表色系について

### (1)色相

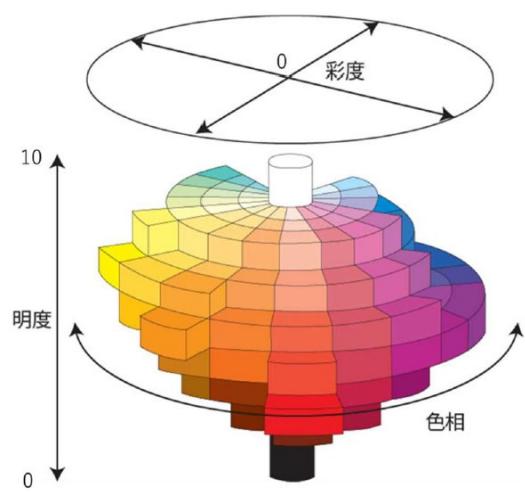
10種の基本色の頭文字(R、YR、Y、GY、G、BG、B、BP、P、RP)とその度合いを示す0~10までの数字を組み合わせ表記したものです。

### (2)明度

色の明るさを0~10までの数値で表記したものです。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

### (3)彩度

色の鮮やかさを数値で表現したものです。鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白や黒などの無彩色のものは0となります。





**KASUGA CITY**



みんなで春をつくろう

**福岡県 春日市**